

■■■ 所得税、消費税、贈与税、 市・県民税 合同申告会場 ■■■

◆と き 2月16日(金)～3月15日(木)
午前9時～午後5時(受付終了時間:午後4時)
※土・日曜日を除く。

◆ところ ゆめドームうえの 第2競技場
※合同申告会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、
よくお確かめの上、ご来場ください。

会場までの無料送迎バス

市役所本庁舎・各支所(上野支所を除く)・上野地区の一部の地区市民センターから「ゆめドームうえの」間の無料送迎バスを運行します。

■市役所(市営上野公園駐車場前) ⇄ ゆめドームうえの

運行日	伊賀市役所発時刻	ゆめドームうえの発時刻
2月20日(火)・22日(木)・27日(火)	9:00 10:00	9:30 10:30
3月1日(木)・6日(火)・8日(木)	11:00 13:00	11:30 13:30
13日(火)・15日(木)	14:00 15:00	14:30 16:15

■支所・地区市民センター ⇄ ゆめドームうえの

発着場所		運行日
支所	地区市民センター	
青山	神戸・比自岐・依那古	2月23日(金)、3月2日(金)
阿山	府中・中瀬	2月16日(金)、3月9日(金)
島ヶ原	長田・小田	2月21日(火)、3月8日(木)
伊賀・大山田	友生	3月7日(火)・13日(火)
—	きじが台・古山・猪田	2月21日(火)、3月6日(火)
—	諏訪・新居・三田	2月16日(金)・27日(火)
—	花垣・花之木・久米	2月20日(火)、3月14日(火)

【注意事項】

- 支所・地区市民センターから「ゆめドームうえの」間の送迎バスは、場所により発着時刻が異なります。時刻表は各支所住民福祉課・各地区市民センターに設置しています。
- バスは、交通事情やその他諸般の事情により、運休または発着時刻が遅れる場合がありますのでご了承ください。

市・県民税申告会場

開催日	会場
2月7日(火)・8日(木)	あやま文化センター 会議・工作室
2月14日(火)・15日(木)	島ヶ原支所 2階会議室
2月21日(火)・22日(木)	大山田農村環境改善センター 多目的ホール
2月28日(火)、3月1日(木)	いがまち保健福祉センター 研修室
3月7日(火)・8日(木)	青山福祉センター 教養娯楽室2

- 受付時間:午前8時30分～ ●相談時間:午前9時30分～正午、午後1時～4時
- ※定員になり次第、受付を締め切ります。
- ※会場はかなりの混雑が予想されます。所得税の確定申告をする人は、合同申告会場の「ゆめドームうえの」をご利用ください。



期間内にお早めに! の申告

平成29年分所得税・消費税・贈与税の確定申告と、平成30年度市・県民税の申告について、上野税務署、伊賀県税事務所と伊賀市が合同で申告会場を設けます。お早めに申告してください。
※合同申告会場の開設期間中は、上野税務署・伊賀県税事務所・伊賀市役所内には申告会場を設けていませんのでご注意ください。

申告が必要な人

■所得税の確定申告が必要な人

- 事業をしている場合や不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで、平成 29 年中の所得金額の合計金額が所得控除（基礎控除・扶養控除など）の合計額を超える場合
- 給与所得者で、給与の年収が 2,000 万円を超える場合、または、1カ所から給与などの支払いを受けている人で、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が 20 万円を超える場合
- 2カ所以上から給与などの支払いを受けている人で、年末調整された給与以外の給与の収入金額と、給与

- 所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が 20 万円を超える場合
- ※平成 29 年中の公的年金などの収入金額が 400 万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合は、確定申告をする必要はありません。
- ※確定申告をする必要のない給与所得者でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けるときは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

■市・県民税の申告が必要な人

◎市・県民税の申告が必要かどうか分からない人は、こちらでチェック！

平成 30 年 1 月 1 日現在伊賀市に	住民票のある人	平成 29 年中に所得があった人	所得が給与のみの人	▶ 給与支払報告書が勤務先から提出済みの人	▶ ー
				▶ 給与支払報告書が勤務先から未提出の人	▶ 申告必要
			所得が公的年金のみの人	▶ 公的年金支払報告書が支払者から提出済みの人	▶ ー
				▶ 上記の人のうち社会保険料控除などを受け人	▶ 申告必要
				▶ 公的年金支払報告書が支払者から未提出の人	▶ 申告必要
				▶ 営業・農業・不動産・株式配当などの所得があった人	▶ 申告必要
				▶ 医療費控除などを受けようとする人	▶ 申告必要
				▶ 伊賀市在住のどなたかに扶養されていた人	▶ ー
				▶ 伊賀市在住のどなたにも扶養されていなかった人	▶ 申告必要
				▶ 伊賀市に事務所・事業所・家屋敷を有する人 ※所定時期に申告書を送付します。	▶ 申告必要
	住民票のない人				

申告に必要なもの

- ①本人確認書類：マイナンバーカード（個人番号カード）
※マイナンバーカードがない場合は、通知カードと写元確認書類*を提示してください。
*運転免許証・健康保険証・パスポート（旅券）・在留カード・国民年金手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など
- ②印鑑・筆記用具
- ③申告書（税務署または市役所から送付されている人）
- ④税務署からのお知らせはがき（送付された人のみ）
- ⑤平成 29 年中の所得を明らかにできる書類
 - 給与・報酬・賃金・年金がある人は源泉徴収票または支払調書（いずれも原本）
 - 営業・農業・不動産所得がある人は収支内訳書または青色申告決算書（事前に作成しておくこと）
 - 配当・一時・雑所得などの所得がある人は配当の支払通知書などその所得を証明する書類
- ⑥控除を受けるために必要な証明書など
 - 国民年金保険料の控除証明書または領収証
 - 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険

- 料の領収証または証明書（年金から天引きされている場合は、公的年金などの源泉徴収票に金額が記載されています。）
- 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの領収証または証明書
- 医療費控除を受ける人は、医療費通知や医療費控除の明細書と、保険などで補てんされる金額のわかる書類（あらかじめ支払い金額を計算しておくこと）
※平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告は、医療費の領収書の添付または提示でも可能です。
- そのほか、受けようとする控除の必要書類または証明書類
- ⑦所得税の還付申告をする人は預貯金口座情報のわかるもの（申告する人の名義の口座に限ります。）
※①～⑦以外に、申告内容によってはほかの書類などが必要になる場合があります。

昨年の申告書の控えや申告資料をお持ちいただくと、申告内容の確認などがスムーズに行えます。

その他注意事項など

▶セルフメディケーション税制

「セルフメディケーション税制」 ⇒ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例
※従来の医療費控除との選択適用となるため、いずれか一方を選択して適用を受けることになります。

〈医薬品を購入した費用の控除が受けられます〉

平成 30 年度市民税・県民税申告（平成 29 年分所得税等の確定申告）から、健康の保持増進・疾病の予防として一定の取り組みを行っている人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者、その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費^{*}を支払った場合には、一定の金額の所得控除（医療費控除）を受けることができます。

* 特定一般用医薬品等購入費

医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品（スイッチ OTC 医薬品）の購入費

〈対象となる医薬品が決められています〉

セルフメディケーション税制の対象となるスイッチ OTC 医薬品の具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載されている「対象品目一覧」をご覧ください。

〈識別マークをご確認ください〉



▲ 識別マーク

一部の対象医薬品には、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

詳しくは、国税庁（タックスアンサー）・厚生労働省のホームページをご覧ください。

▶個人で事業を行っている人の帳簿の記載・記録の保存

事業所得、不動産所得または山林所得のある全ての人は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。（所得税・復興特別所得税の申告が必要でない人も対象）

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署（個人課税部門）までお問い合わせください。

▶確定申告書第二表 住民税に関する事項

16 歳未満の扶養親族・配当に関する住民税の特例・非居住者の特例・配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額・寄附金税額控除などの各事項について、該

当がある場合は必ず記入してください。

※記入のない場合は、住民税額の課税計算に適用されませんのでご注意ください。

▶申告と各種証明書の発行

所得税や市・県民税の申告が必要な人が申告をしないと、借り入れ・扶養・住宅・福祉・教育などの申請に必要な証明書（所得証明書・課税証明書）が発行できません。

また、各種制度での適用が受けられなくなることがあります。

申告は市民生活に欠かせないものです。申告が必要な人は必ず申告してください。

▶要介護・要支援認定を受けている人の税の障害者控除

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちでなくても次のどちらにも該当する人は、「障害者控除対象者認定書」により、所得税、市・県民税の障害者控除を受けることができます。

- 65 歳以上で、市内に住所があり、12 月 31 日時点で要支援・要介護認定を受けている人
- 直近の市介護認定審査会資料で、日常生活自立度の判定が、障害者控除対象者認定基準以上である人

※認定書の交付には申請が必要です。（認定書の交付は 1 月中旬以降となります。）

ご不明な点はお問い合わせください。

【問い合わせ】

介護高齢福祉課

☎ 26-3939 FAX 26-3950



国税局ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、所得税・復興特別所得税、消費税・地方消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。また、給与・年金所得のみの方は初めてでも申告書作成画面が操作しやすく、自宅で簡単に作成できます。作成した申告書などは印刷して郵送などで税務署に提出でき、e-Taxを利用して送信することもできます。

◆ e-Tax を利用して所得税の申告をすると…

- 内容を入力して送信することで、源泉徴収票など一部の添付書類の提出または提示を省略できる
- 還付金を早く受け取ることができる
- ※ 確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。
- ※ e-Tax を利用するには、インターネット環境に接続されたパソコン、電子証明書（マイナンバーカード・住民基本台帳カード）、ICカードリーダーライターが必要です。

◀ 確定申告書用紙の送付について ▶

昨年 e-Tax を利用して申告した人や、申告会場のパソコンで電子申告をした人、国税庁のホームページで申告書を作成し書面で提出した人には、電子申告とペーパーレス化の促進のため、確定申告書用紙が送付されませんのでご了承ください。
※ 確定申告書用紙の送付の有無にかかわらず、確定申告が必要となる人はお早めに申告してください。

【申告書の送付先・問い合わせ】

● 所得税・消費税・贈与税の確定申告について

〒 518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町 1680 番地
上野税務署 ☎ 21-0950

※ 自動音声案内に従ってください。

● 市・県民税の申告について

〒 518-8501 伊賀市上野丸之内 116 番地
伊賀市財務部課税課市民税係

☎ 22-9613 FAX 22-9618

◆ 所得税を源泉徴収している場合は、特別徴収する必要があります

個人住民税（市民税・県民税）の特別徴収

【問い合わせ】 課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618

■ 事業主の皆さんへ

～個人住民税を特別徴収していますか～

給与所得者の個人住民税は、法令により、事業主が給与から特別徴収（天引き）して、従業員に代わって市に納入することになっています。

所得税を源泉徴収している場合は、原則としてパート・アルバイト・期限付き雇用などを含むすべての従業員から特別徴収をする必要があります。（税額の計算は市で行います。）

▶ 次に該当する人は普通徴収することができます

- ① 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
- ② 給与が支給されない月がある
- ③ 事業専従者のみ（全従業員が事業専従者のみの場合）
- ④ 退職予定者（5月末までに退職予定の人）

※ 該当する人は、給与支払報告書の提出時に個人住民税普通徴収への切替理由書を一緒に提出してください。

■ 従業員の皆さんへ

～個人住民税が給与から天引きされていますか～

パート・アルバイト・期限付き雇用の従業員なども含め、個人住民税は基本的に特別徴収（天引き）です。毎月の給与から個人住民税が特別徴収されていない

場合は、事業主に確認してください。特別徴収は原則12回払いとなるため、従業員は自身で納入する手間が省け、1回当たりの負担税額が少なくなります。

※ 複数の事業所から給与を支給されている人は、市町村で所得を合算して税額計算を行い、いずれかの事業所から支給される給与から特別徴収されます。

◆ 給与支払報告書の提出には

個人番号・法人番号の記載が必要です



マイナンバー制度の導入に伴い、給与支払報告書には、受給者・被扶養者・支払者それぞれの個人番号と法人番号の記載が必要となります。

そのうち、支払者が個人事業主の人は、給与支払報告書の提出時に本人確認書類^{*}を添付してください。（e-Tax をご利用の場合は確認方法が異なりますのでお問い合わせください。）

* 詳しくは9ページの①をご覧ください。

○ 課税課

○ 三重県総務部税収確保課 ☎ 059-224-2133

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>